

議案第 26 号

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 27 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日出町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「第 22 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に改め、「報酬」の次に「（常時勤務会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める報酬を除く。）」を加える。

附則第 5 条中日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 46 年日出町条例第 7 号）第 2 条第 1 項の改正規定を次のように改める。

第 2 条第 1 項中「及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）」を「並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

附則第 5 条のうち日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 2 3 条に第 2 項を加える改正規定中「地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する」を削る。

附則第 6 条中技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 5 6 年日出町条例第 2 号）第 2 条第 1 項の改正規定を削る。

附則第 6 条中技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第 1 4 条の 3 を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として 2 項を加える改正規定の次に次のように加える。

第 1 8 条中「の種類及び基準」及び「、この条例の規定にかかわらず」を削る。

別表第 1 の 1 の項を次のように改める。

1 保健師、助産師その他の 常時勤務会計年度任用職員 で規則で定めるもの	2 級	保健師又は助産師の職務
--	-----	-------------

別表第 2 の 1 の項中「、看護師」を削り、「2 級 5 0 号」を「2 級 5 0 号給」に改め、同表の 2 の項中「号級」を「号給」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

会計年度任用職員の制度が導入されることに伴い、条例を整備したいので提出する。